

『

## 』の決まり（ルール）

（名称）

第1条 このグループの名称は、『 』といたします。

（所在地）

第2条 このグループの所在地は仙台市 区 町 丁目 番地 号とします。

（目的）

第3条 このグループは、 することを目的としています。

（活動内容）

第4条 このグループは、前条の目的を達成するために次の活動を行います。

- (1) についての活動
- (2) についての活動
- (3) その他、このグループの目的の達成に必要な活動

（メンバー）

第5条 このグループは、活動の目的に賛同することのメンバーと、そのサポートをするおとなサポーターとします。

（おとなサポーターの役割）

第6条 おとなサポーターは下記の役割を担い、それぞれ別の人が担当します。

- (1) おとなサポーター責任者兼会計監査担当  
このグループの責任者として、助成金の受け取りなどの各種手続きを行います。また、助成金が正しく使われているかチェックします。
- (2) 会計担当  
このグループの助成金を管理します。

（議決機関）

第7条 このグループは、以下のことを決定するため、メンバーみんなが参加する会議を開きます。

- (1) 活動内容
- (2) お金の使い方
- (3) この会則の内容を変更すること
- (4) その他、このグループの運営に必要なこと

（活動計画と予算）

第8条 このグループの活動計画は、メンバーが決めます。おとなサポーターが予算などの案を作成したときは、できるだけ早くメンバーが参加する会議で報告することとします。

（会計の期間）

第9条 このグループの会計の期間は、令和 年 月 日から翌年の令和 年 月 日までとします。

（その他）

第10条 この決まり（ルール）に書かれていないことや、その他の細かい決まりについてはメンバーみんなで話し合っ決めて決めることとします。

附 則

この決まりは、グループの発足日である令和 年 月 日から実施します。